

京都市訓令甲第34号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 棚 本 賴 兼

第4条第2項中「青少年科学センター市民科学事業課長」を「生徒指導課長、青少年科学センター市民科学事業課長」に、「、高等学校の定時制教頭及び事務長並びに」を「並びに高等学校及び」に改める。

第5条第2項中「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「、工業高校改革推進室長、音楽高校改革推進室長」を加え、「又は体育健康教育室」を「、体育健康教育室」に改め、「保健課長」の右に「又は生涯学習部の生涯学習推進課長」を加え、同条第7項中「、新中央図書館建設構想推進室長」を削り、同条第13項中「地域教育専門主事室」を「工業高校改革推進室、音楽高校改革推進室及び地域教育専門主事室」に改め、同条第18項を同条第19項とし、同条第17項中「新中央図書館建設構想推進室及び」を削り、同項を同条第18項とし、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 生涯学習部にあっては、生涯学習推進課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその専決事項を代決することができる。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその専決事項を代決することができる。

附則第3項各号列記以外の部分中「平成16年度における御所南小学校長及び高倉

小学校長の専決事項並びに同年度及び」を削り、同項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「並びにこれらによる売却代金の収入決定」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 1件200,000円以下の収入決定に関すること。

別表課長、教育環境整備室長、京都御池中学校・複合施設建設室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、体育健康教育室の保健課長、生涯学習総合センターの分館の館長、新中央図書館建設構想推進室長、右京中央図書館建設室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「京都御池中学校・複合施設建設室長」の右に「、工業高校改革推進室長、音楽高校改革推進室長」を、「体育健康教育室の保健課長」の右に「、生涯学習部の生涯学習推進課長」を加え、「、新中央図書館建設構想推進室長」を削る。

別表総務課長の項第16号中「で別に指定するもの」を削る。

別表教職員課長の項中「教職員課長」を「教職員給与課長」に改める。

別表教育環境整備室長の項の次に次の1項を加える。

生徒指導課 長	(1) 使用料の徴収に関すること。
------------	-------------------

別表学校長及び幼稚園長の項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「並びにこれらによる売却代金の収入決定」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 1件200,000円以下の収入決定に関すること。

別表高等学校の定時制教頭及び事務長並びに養護学校の事務長の項中「の定時制教頭」及び「事務長並びに」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)